(三)　本部の長は、国際博覧会推進本部長とし、内閣総理大臣をもって充てることとした。（第五条第一項関係）

(四)　本部に、国際博覧会推進副本部長を置き、内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てることとした。（第六条第一項関係）

(五)　本部に、国際博覧会推進本部員を置き、本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てることとした。（第七条関係）

(六)　本部は、平成三八年三月三一日まで置かれることとした。（第一〇条関係）

3　基本方針

(一)　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めることとした。（第一三条第一項関係）

(二)　基本方針には、博覧会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項等を定めることとした。（第一三条第二項関係）

(三)　内閣総理大臣は、(一)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表することとした。（第一三条第三項関係）

4　博覧会協会

(一)　経済産業大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、博覧会の準備及び運営を行うこと等の業務（以下「博覧会業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、博覧会協会として指定することができることとした。（第一四条第一項及び第一六条関係）

(二)　博覧会協会としての指定は、平成四〇年三月三一日までの間に限り、その効力を有することとした。（第一五条関係）

(三)　博覧会協会は、毎事業年度、博覧会業務に係る事業計画書等を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第一七条関係）

(四)　博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第一八条関係）

(五)　経済産業大臣は、博覧会業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、博覧会協会に対し、博覧会業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、博覧会協会の事務所、博覧会の会場その他の必要な場所に立ち入り、博覧会業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。（第一九条第一項関係）

(六)　経済産業大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第二〇条関係）

(七)　経済産業大臣は、博覧会協会が博覧会業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に関し不正の行為があったとき等に該当するときは、博覧会協会としての指定を取り消すことができることとし、指定を取り消された場合における博覧会業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定めることとした。（第二一条第一項及び第三項関係）

5　博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

(一)　国の補助

国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとした。（第二二条関係）

(二)　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとした。（第二三条関係）

(三)　博覧会協会への国の職員の派遣等

(1)　博覧会協会は、博覧会業務のうち、国際博覧会に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、博覧会の会場その他の施設の警備に関する計画及び博覧会への参加者その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとした。（第二四条第一項関係）

(2)　任命権者は、博覧会協会による派遣の要請があった場合において、経済及び産業の発展、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、博覧会協会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら博覧会協会における特定業務を行うものとして当該国の職員を博覧会協会に派遣することができることとした。（第二五条第一項関係）

(3)　派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰することとした。（第二六条第一項関係）

(4)　任命権者は、博覧会協会との間で(2)の取決めをするに当たっては、派遣される国の職員が博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならないこととした。（第二七条第一項関係）

(5)　博覧会協会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。（第二八条～第三二条関係）

(6)　派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。（第三三条第一項関係）

(7)　この法律に定めるもののほか、博覧会協会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定めることとした。（第三四条関係）

(8)　博覧会協会への国の職員の派遣に関する規定の準用等、防衛省の職員の派遣に関し必要な事項を規定することとした。（第三五条関係）

(9)　博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。（第三六条関係）

6　罰則

罰則について所要の規定を定めることとした。（第三七条関係）

7　附則

(一)　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を一名増員することとした。（附則第三項関係）

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（文部科学省）

1　災害共済給付の給付基準のうち、障害見舞金の額の上限及び下限並びに死亡見舞金の額を引き上げることとした。（第三条関係）

2　災害共済給付に係る共済掛金の額を改めることとした。（第七条関係）

3　災害共済給付契約に免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額を改めることとした。（第八条関係）

4　各年度の五月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等の災害共済給付契約に係る共済掛金の支払期限の特例を定めることとした。（原始附則第五条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。
